

平成30年3月19日
京都市上下水道局用度課

平成30年度入札・契約制度の改正について

1 社会保険未加入対策の強化

- (1) 適正な労働環境と公平な競争性の更なる確保のため、工事請負契約約款に「受注者は、社会保険未加入建設業者*を下請負人としないう努めなければならない」旨を規定します。

※ 社会保険未加入建設業者とは、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）をいう。

- ア 健康保険法第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法第7条の規定による届出

- (2) 未加入の下請負人がいる場合には、受注者を通じ加入を指導します。併せて、当該下請負人を建設業許可部局に通報します。
- (3) 社会保険加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が契約後に作成し本市に提出する請負代金内訳書において、法定福利費を明示する旨の規定も同約款に設けます。

2 参加停止措置等の見直し

- (1) 他の政令指定都市等との均衡を図るため、事故による参加停止期間を見直します。
- (2) 事業者の「安全管理の措置が不適切であったため」の事故を参加停止の対象とする旨を明記するなど、所要の規定整備を行います。

(詳細は次頁参照)

3 総合評価方式・低入札価格調査制度の見直し

- (1) 価格その他の条件が最も有利な者を落札者とする総合評価方式の趣旨を踏まえ、同方式において、ダンピング対策として、低入札調査価格を適用します。
- (2) 同方式において、価格以外の条件をより適正に評価するため、職員も開札するまで低入札調査価格を知り得ないよう導入しているランダム係数を、試行的に適用しないこととします。
- (3) 低入札価格調査制度の実効性を一層確保するため、下回った入札を失格とする失格基準価格を、試行的に低入札調査価格の90%から98%に引き上げます。

4 入札時の質疑受付の見直し

- (1) 事業者の入札参加を促すため、質疑を受け付ける工事の範囲を拡大します。
(予定価格 2億円超 → 1億円超 (単価契約は除く。))
- (2) 回答公表後における事業者の検討期間を確保するため、原則として、質問締切日を「入札初日の10開庁日前」に、回答公表日を「入札初日の5開庁日前」に、それぞれ1日ずつ前倒しします。

5 実施時期

上記1は、平成30年7月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

上記2は、平成30年4月1日から実施します。

上記3及び4は、平成30年4月1日以降に入札公告を行う契約案件から実施します。

参考 参加停止措置等の見直し（概要）

1 公衆損害事故

		現 行		改正後	
本市契約		軽傷，軽損害	1月	軽傷，軽損害	1月
		重傷，中損害， <u>3人以上の軽傷</u>	2月	重傷，中損害	2月
		死亡，重損害， <u>3人以上の重傷</u>	<u>4月</u>	死亡，重損害	<u>6月</u>
		重大損害， <u>3人以上の死亡</u>	6月		
一般契約	府内	重傷，中損害， <u>3人以上の軽傷</u>	1月	重傷，中損害	1月
		死亡，重損害， <u>3人以上の重傷</u>	<u>2月</u>	死亡，重損害	<u>3月</u>
		重大損害， <u>3人以上の死亡</u>	3月		
	近畿	重大損害， <u>3人以上の死亡</u>	<u>2月</u>	<u>(対象外)</u>	

2 契約関係者事故

		現 行		改正後	
本市契約		重傷	1月	重傷	1月
		死亡	2月	死亡その他重大事故	<u>2月</u>
		<u>3人以上の死亡その他重大事故</u>	<u>4月</u>		
一般契約	府内	死亡	1月	死亡その他重大事故	<u>1月</u>
		<u>3人以上の死亡その他重大事故</u>	<u>2月</u>		
	近畿	<u>3人以上の死亡その他重大事故</u>	<u>1月</u>	<u>(対象外)</u>	

注1 「軽傷」は要加療期間14日～29日、「重傷」は30日以上

2 「近畿」は、滋賀，大阪，兵庫，奈良，和歌山，福井の各府県

(以上)